

平成 20 年 12 月 12 日

指定管理者の指定について（練馬区立母子生活支援施設）

1 内 容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立母子生活支援施設の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 大洋社

(2) 所在地

東京都大田区大森南四丁目 10 番 4 号

(3) 代表者

理事長 片山 英樹

3 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成 20 年 7 月 23 日	第 1 回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、応募資格、評価基準、指定期間の検討)
7 月 24 日	健康福祉委員会報告
8 月 1 日	募集要項配布開始
8 月 18 日	事業者説明会（参加団体数 1）
9 月 1 日～ 8 日	応募書類受付（応募団体数 1）
9 月 22 日	経営診断委託
9 月 29 日	第 2 回指定管理者選定委員会 (プレゼンテーション、ヒアリングの実施および施設 実地調査)

10月6日

第3回指定管理者選定委員会

(評価、採点、審査、指定管理者候補決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を審査した結果、当該団体については、練馬区立母子生活支援施設を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会では、第2回以降、有識者委員2名を加えて審査を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

事業運営による社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うために自主的にその経営基盤の強化を図っていること。

営業利益が過去3年にわたって着実に伸びており、事業収入も確実に成長していること。

また、自己資本比率および経常収支比率が良好であること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程、情報公開・開示規程を整備していること。

情報誌や事業報告において情報公開・開示を行っており、また、開示内容の見直しを行い、わかりやすいものとしていくとしていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

労働関係法令および法人独自の給与規程ほか各規程を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

また、理事会役員の構成は適切であり、理事会は定期的開催されていること。

(4) 運営実績

平成10年度から当区において当該施設の管理運営業務を受託しており、平成18年度からは指定管理者として、引き続き今日に至るまで管理運営していること。

また、他区において2か所の母子生活支援施設を管理運営していること。

- (5) 効率的運営・効率化への取り組み
- 職員へのコスト意識の浸透、法人組織体制整備による事務効率化、費用対効果を踏まえた経済資源の配分を図るとしていること。
- 会計や社会保険労務については、専門家に外部委託するとしていること。
- (6) 受託への熱意・意欲
- 自立支援プログラムについて、職員一丸となって策定した詳細で具体的な提案がなされており、母子生活支援施設の運営受託への十分な熱意と意欲が感じられること。
- (7) 施設管理の安全性への配慮
- 危機管理マニュアルを専門機関との連携により継続的に見直し、また、危機管理責任者を置くなどの危機管理体制を整備し、毎月様々な想定の実演を行っていること。夜間や緊急時、不審者に対応できるよう、夜間管理業務を外部委託するとしていること。
- (8) 施設管理運営体制
- 施設管理については、法令等で定める点検、建物の維持に必要な保守点検等年間計画を立て、環境に配慮した維持管理を行うとしていること。
- (9) 利用者への対応（接遇を含む。）
- 利用者の要望や苦情への対応、解決において社会性や客観性を確保するため、第三者委員会を設置し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進していること。
- (10) 職員の育成
- 長期的視野に立った職員の育成ビジョンを作成し、職階別、職種別法人研修計画に沿って研修を実施していくとしていること。
- また、母子生活支援施設の支援の専門化、高度化、領域の拡大に伴い、専門機関による研修へ積極的に参加していくとしていること。
- (11) 団体の理念・姿勢
- 法人の基本方針で、母子が「生きる力」を身につけ、地域で生きがいのある、楽しくいきいきとした生活ができるように支援するとし、母親の養育力充実のための支援と地域・関係機関との連携を強化し、退所後を含め、子どもが安全で安心して暮らすことのできる環境を整えるとしていること。
- (12) 事業等の提案

サービスの質の向上のため、親子支援、就労支援、心理面のケア、退所後のアフターケアなどについて、きめ細かい自立支援策を提案していること。

問合せ先

練馬区健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課ひとり親施策計画主査

電話 03(5984)4687(直通)

FAX 03(5984)1220

指定管理者選定（社会福祉法人大洋社）の評価結果

（練馬区立母子生活支援施設）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金・委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取り組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取り組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制 (2) プライバシー保護に対する意識の啓発	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	6点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 就労に関する情報の積極的な提示 (4) 生活習慣の適切な指導	15点	12点
合 計	100点	78点